

令和7年度 宜野湾市中学生短期海外留学派遣事業に係る仕様書

宜野湾市教育委員会
令和7年1月

1 短期海外留学派遣事業の概要

(1) 事業目的

宜野湾市教育委員会では、市の教育目標「創造性・国際性に富む人材の育成」を図るべく、平成16年度から英語教育特区の認定を受け、小中学校における英語教育の充実・推進に努めている。

本事業は、市在住の中学生に短期海外留学研修の機会を与え、生活体験を通じた異文化理解と英語による実践的コミュニケーション能力の向上をめざし、国際性と国際的視野の育成を図る。

(2) 事業効果

将来の宜野湾市を担う国際的な視野を持った人材を育成するために、外国の文化に触れ、体験する機会を創出して、留学生の知識・見聞を広げることで、ふるさと宜野湾市や沖縄、日本を誇りに思い、国際社会で活躍できる人材を育成する。

2 業務内容

(1) 派遣前の事前調整

(2) 参加予定人員

中学生徒：10名 引率者1名（市ALT）※男女比は未定 ※別途 添乗員1名

(3) 留学行程〔ワシントン州シアトル〕

- ①日中：行政関連施設訪問、語学学習、ボランティア体験、現地学校との交流、アメリカ文化体験、スポーツアクティビティー等（約10日間）
- ②夜間：ホームステイ（約11日間）

3 実施計画

(1) 実施予定期間（案）について

○7月の夏季休業中の約2週間

（令和7年7月28日～8月1日にかけて出発日とする）

※天災や航空便等の状況など、特別な理由でやむを得ず上記の期間内から日程がずれる場合は、事前に調整すること。*搭乗者は同一便とする。

(2) 留学内容について

- ①語学研修の内容が充実していること。
- ②ホームステイ方式であること。
- ③社会見学（施設見学）の機会が充実していること。
- ④語学研修や文化交流の機会が計画的に含まれていること。

(3) 留学先（語学学校等）の選定について

- ①派遣中学生や引率者の安全確保のため、現地情報を収集して早期に対応できるような実施体制等を設け、安全管理について十分配慮すること。
- ②英語語学研修に加え、各種アクティビティーを通して外国の文化に触れ、体験する機会や知識・見聞を広げることができる学習プログラムを提供すること。

(4) ホームステイの方法（ホストファミリー）について

- ①ホストファミリーは、原則として1家庭に生徒1名の滞在とする。
- ②ホームステイ開始時には、貴社スタッフが同行し、ホストファミリーとの対面や

今後の日程等について調整を行うこと。

- ③留学途中でのホストファミリーの変更はしない。但し、ホストファミリーの生活環境等により生徒が苦痛を感じる場合などは、随時対応すること。
- ④ホストファミリーには飲酒、銃器の使用等、我が国では未成年者及び国法で許されない事由について、派遣生徒に勧めないよう十分配慮した行動を求めること。
- ⑤ホストファミリーには、生徒にアレルギー等や身体的ケアの必要がある場合には、その内容について事前に報告し、ホームステイ期間中の健康管理に努めること。

(5) 安全対策と旅行傷害保険について

- ①生徒の健康と安全対策については万全を期すこと。
- ②近年の国際情勢や社会的不安要素のため、世界が不安定化していること等に鑑み、留学先や使用する航空会社、交通機関、派遣に関する補償保険等には最大限考慮し、信頼と実績のあるものを選定すること。
- ③万一、けが人や病人が出た場合は、添乗員または引率者のもと直ちに最寄りの病院で診察させ、その判断については保護者、市教育委員会、参加生徒所属学校、旅行社で相談し対処すること。
- ④留学期間中に渡航先でけがや病気等に罹患した場合は、治療費、入院費等、費用については全額保険で補填し、別途徴収がないようにすること。
- ⑤海外旅行保険については、特別保障（基本保険プラン）、海外留学保険は、留学期間中、留学生及び引率者の全員にかけること。
- ⑥留学期間中に、生徒の過失により備品等の破損があった場合は、保険により補填できるプランを選定すること。
- ⑦台風や地震、自然災害等により留学行程に支障をきたす場合には、本市教育委員会、参加生徒所属学校、旅行社で相談し対処すること。また、その費用については保険で賄えるようにすること。
- ⑧欠航等による延泊や国内での待機期間に係る費用等についても、全額保険で賄えるようにすること。

(6) 食事について

- ①留学中の食事については、その量や味、栄養面等、バランスを考えた食事を手配すること。
- ②生徒にアレルギー等がある場合には、適宜対応し安全面には十分に留意すること。

(7) 宿泊施設について

- ①研修に係る宿泊施設については、生徒の安心・安全を第一に考えて選定すること。
- ②シャワー、トイレ等、設備が清潔で充実している施設を選定すること。
- ③1室につき最大3名まで、異性が同室とならないよう部屋割りをすること。

(8) 引率者の手配について

- ①引率者の選定については、本市教育委員会が決定する。
- ②引率者の旅費及び食事代等を含む報酬については、旅行者が引率者と直接契約を締結すること。

(9) 旅費について

- ①費用について、那覇空港から経由地、目的地までと目的地における活動費等、目的地から那覇空港までの旅費として、留学中に追加自己負担がないようにすること。
- ②教育委員会の申し出により、行程、見学地等変更が生じた旅費の差額については、その都度、教育委員会と協議の上、決定すること。
- ③契約後の旅費の値上げは認めない。但し、航空運賃等の公共料金の値上げによって生じた差額については教育委員会と協議すること。
- ④航空運賃、宿泊料金、施設使用料等における領収証を全て管理・保管すること。

(10) 事前オリエンテーションの実施について

○健康・安全面やメンタルのケア、心得等目的とした説明会を留学前に実施すること。

(11) その他

本事業は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用しており、旅費の支払いについては、原則、事業終了後となること（ただし、必要性が認められる場合に限り一部概算払いが可能であり、本市教育委員会と相談の上決定すること）また、国会及び市議会において当初予算案が否決された場合や、本事業の交付決定がなされなかった場合、交付決定額に変更のあった場合は、契約を締結しないことがあり得ることを了承すること。